

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年10月23日（水）17時45分～18時25分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<関係省庁>

中田 勝己	厚生労働省	医政局地域医療計画課	課長
武田 豊	厚生労働省	医政局地域医療計画課	室長
諏訪 克之	厚生労働省	健康・生活衛生局生活衛生課	課長
藤原 顕弘	厚生労働省	健康・生活衛生局生活衛生課	主査

<自治体等>

高梨 健太郎	株式会社wash-plus	代表取締役	
加藤 雅史	株式会社wash-plus	取締役	
小林 憲忠	学校法人北里研究所	北里大学メディカルセンター 研究部医療環境科学センター	センター長

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
元木 要	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 クリーニング業法施行規則における指定洗濯物についての消毒方法の追加
 - 3 閉会
-

○水野参事官 本日の国家戦略ワーキンググループのほうを始めさせていただければと思います。

本日の議題ですが「クリーニング業法施行規則における指定洗濯物についての消毒方法の追加」ということで、株式会社wash plus様は会場にて、厚生労働省様はオンラインにて御出席をいただいております。

初めに、本日の提案者でございます株式会社wash plus様から、また、本提案の有識者として学校法人北里研究所で医療環境科学センターのセンター長をされておられる小林様の同席を希望されております。ワーキングヒアリングの運営細則上、有意義な議論に資すると見込まれる場合には、提案者及び関係省庁以外の同席を認めることができると定めております。事務局といたしましては株式会社wash plus様の申し出はこの項目に該当して、同席していただいて差し支えないものと考えますが、中川座長、よろしいでしょうか。

○中川座長 結構です。

○水野参事官 ありがとうございます。

本日の資料ですが、株式会社wash plus様、それから、厚生労働省様から御提出いただいております。資料及び議事につきましては公開予定となっております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を株式会社wash plus様から5分程度、厚生労働省様から5分程度で行っていただきます。その後、委員による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「クリーニング業法施行規則における指定洗濯物についての消毒方法の追加」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。また、時間が押してしまって申し訳ございません。

それでは、早速株式会社wash plus様から御説明をお願いいたします。

○高梨代表取締役 私は株式会社wash plus代表取締役の高梨と申します。

私どもの会社は今、設立から11年目になっています。私どもの会社の特徴としましては、アルカリイオン電解水で洗濯をするというところで、99.9%が水ということでやらせていただいております。現在、コインランドリーが全国で48店舗、また、ホテル用のコインランドリーが今31店舗、全て洗剤と柔軟剤を使わずにやらせていただいております。

その中で、私たちのこの活動から、このコインランドリーで使用しているアルカリイオン電解水に消毒の効能があることが分かってきました。ただ、その一方で、コインランドリー機器と同じような機械を利用するリネンサプライの業者様だとか機器メーカーから様々な御相談をいただいているのも事実です。

資料の2ページ目になりますが、この中で一番大きな問題というのが原材料費の価格高騰というのが近年ございまして、様々なリネンサプライの会社から御相談を受けているのが現状です。

3 ページ目、ここが一番相談を受ける内容です。消毒の方法というのがどうしても80度10分というのを結構使われているところが多いのですけれども、原材料費の高騰で、この維持がなかなか難しいという御相談を受けることが多いです。

4 ページ目、そこで問題の解決として、私どものアルカリイオン電解水を使用した消毒方法を認めていただきたいと考えました。現状、3回ほどヒアリングをさせていただきましたが、新たな手法を追加するプロセスがまだ明らかになっていないというのが現状でございます。

5 ページ目、このアルカリイオン電解水の消毒方法が可能になれば、当然コストの削減と効率化、そして、環境への配慮、そして、安全性も向上しますということで今日は来させていただきました。本日はよろしく申し上げます。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省様から御説明をお願いいたします。

○中田課長 厚生労働省の地域医療計画課長の中田と申します。

1 ページ目以降を御説明申し上げます。時間も限られておりますので簡潔に申し上げますので、その点を御了承いただければと思います。

1 ページ目は、病院寝具の受託洗濯施設の衛生基準をまとめたものになっております。ここに記載のとおり、患者等の寝具の洗濯については、業務を適切に行う能力のあるものの基準を省令で定めております。

2 ページ目、こちらは適切な消毒方法をまとめたものであります。ここにありますとおり、感染の危険性のある病院寝具類の適切な消毒方法として、クリーニング時における洗濯方法として通知上認められているものを参考にしている、もしくは我々の検討会での議論を経て通知上認めているものがございます。その点はこの下に記載のとおりであります。

3 ページ目以降は参考といたしまして、直近に消毒方法として認められている技術でありますオゾンガスによる消毒の追加に係る検討の経緯をお示ししているものであります。特に右のほう、報告書（要旨）にございますとおり、オゾンガス消毒に関する有効性・安全性に関する検証を行った結果、オゾンガスを消毒法として認める結論に至ったものでございます。

その際の検討の項目といたしましては4 ページ目に記載のとおり、有効性・安全性・経済性等、こういった観点で報告がまとまっております。

最後、5 ページ目であります。検討のプロセスをお示ししております。本日、ワーキングをこの場で開催しております。また今後、事業者におきまして色々検証のための試験等を実施されると伺っておりますので、その結果がまとまりましたら、この医療関連サービスの基本問題検討会、これは厚生労働省が設置するものであります。その場で技術専門的な検討を行い、消毒に適しているという技術であれば、最終的には通知を改正して消毒方法に追加というプロセスになります。

私から説明は以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思います。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

厚生労働省のほうでも検討を進めていただけるということ、ありがとうございます。

まず、事業者の御提案者のほうにお伺いしたいのですが、このアルカリイオン電解水がどういった特性があるのかどうかです。また、その特性を踏まえて、クリーニング業界におけるニーズが高まる可能性があるのかどうかです。第3点としまして、結局これはエビデンスがあることを立証しないといけないとは思いますが、それを何らか過去のものと同等以上のものということで証明できる見込みがあるのかです。ただ、そのハードルが分からないところで、何をクリアすればいいか分からないとか、そういったことがあって困られるようなところはないか。この3点をお伺いしたいと思います。

○高梨代表取締役 ありがとうございます。

アルカリイオン電解水の効能ですけれども、元々アルカリイオン電解水は工場等で油を落とすために使われていた水です。ただ近年、機能水というものが非常に人気が出てきて、これを洗濯で応用したのは我々が初めてです。11年前に我々が洗濯で応用したのが初めてです。これをなぜ応用したのかというと、界面活性剤等を使用しないで汚れが落ちるという性能がありましたので、アトピーですとか、そういうアレルギーフリーの洗濯ができると思ってやったのが最初です。また、臭いも全くしません。臭いを付けるという機能もありませんので、臭いを付けずに洗濯できるという機能があります。

これをやっている中で、様々なところでウイルスに対して効くとかいう話が色々と、我々の洗濯とは別の業界でアルカリイオン電解水を使っているところが出てきて、我々が洗濯で使っているアルカリイオン水と同等のものに消毒機能もあるということが我々は分かってきました。そこで、これからも先生にお願いして、この消毒の効果というのはどこまであるのかというのは突き詰めていきますが、その際、ターゲットになる消毒の性能が今まで提示されてこなかった。我々としては今までターゲットにしているのが80度10分の洗濯の代替としてリネンサプライの会社とかから言われていますので、80度10分と同じ消毒の性能があれば認めていただけるのではないかとということで話し合いを進めてきたのですけれども、なかなかそこまでたどり着けていないというのが現状です。

これで二つの御質問にお答えしたと思うのですけれども、大丈夫ですか。

○落合座長代理 ありがとうございます。

多分そのニーズ自体がどうかも入れていたのですが、そこも人気が高まっているというお話がありましたので、お答えいただいたとは思っております。結局何を目標にして実験するべきかが分かりにくいというか、どういった形で実施するのが難しい側面があるという点には課題があるとお伺いしたつもりですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○高梨代表取締役 とにかく我々としては非常に単純でして、今リネンサプライでやられているもので一番多いのが80度10分の洗濯なのです。これの代替でやろうとすると、実は同じ機械でアルカリイオン電解水を投入すればできることが分かっていますので、80度10分と同じ効能を我々が立証できればいいのではないかという見解を我々は持っています。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、厚生労働省様に何を立証目標にすればいいのかをお伺いしたいと思います。厚生労働省様のほうで過去に既に認められてきているものがあると思いますので、そのときにどういった基準でもって認められたのか、また今回、それについて、その後の技術の進展などで判断基準が違っているところがあれば教えていただければと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。何を証明すればいいかというところです。

○中田課長 厚生労働省から回答をよろしいでしょうか。こちらの資料は事業者の方にもお渡しできる資料でありますし、また、必要であれば、以前もお渡ししたということでしたが再度お渡しすることは可能ですので、後でまた書面で見ていただければと思いますが、直近の消毒に関する有効性を評価したオゾンガスのときの検証の成果を御説明申し上げたいと思います。

その際には、特に医療機関の寝具類につきましては感染性のある寝具類ということで、血液とか体液、排泄物が付着しているものと想定をしております、例えばその中には感染症の病原体である大腸菌や黄色ブドウ球菌、緑膿菌、黒カビなどの細菌などが付着しているという前提の下で、これらをきちんと消毒ができるかどうかの有効性を判定しております。具体的に判定に要した項目といたしましては、黄色ブドウ球菌、糞便レンサ球菌、大腸菌、緑膿菌、黒カビ、ヒト結核菌、同じく芽胞菌を対象として、それらの菌がオゾンガスのときには消毒することによって10の6乗まで低減する基準値を設けております。

その結果、オゾン消毒におきましては、CT値というオゾンの濃度を測る基準なのですが、これで9,000ppm以上の基準で消毒した場合にはきちんと病原性が低減できるという検証ができましたので、そういった基準を基にオゾン消毒が認められたという経緯がございます。したがって、今回のアルカリイオン水の消毒に関しましては、こういった想定されるような細菌等の消毒がきちんと有効になされるのかということと比較検証する必要があると考えております。

私からは以上であります。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、最終的に一定の種類 of 病原菌の残留が極めて小さいものになっているところで、数値の設定をされているということだと思います。これは、例えば、熱湯による消毒だとか、蒸気による消毒、厚生労働省様の資料の2ページで書いていただいている方法ですが、これらは満たしているということでもよろしかったでしょうか。

○中田課長 今回のアルカリイオン水が、これと同じ方法を行えば消毒がされるかどうかということですか。

○落合座長代理 いや、この二つの方法の場合に、先ほどおっしゃられたオゾンガスの場合にこのくらい残存しなくなっているの、それを目標に実験していただいたということなのかと思ったのです。

○中田課長 結論から申し上げますと、今回のオゾンガス消毒の検証方法は、物理的に細菌が減るというのを客観的な数値で表示されておりますので、そのように細菌が死ぬということを証明して消毒の有効性を示しております。ですから、この80度10分以上というものを参考にするというよりは、このオゾン消毒法の有効性そのものを証明し、その有効性が証明されたものであります。端的に言うと、細菌が減れば、ほかのどんな方法を比較しようが減るものは減っているということで、その有用性が評価されているということです。以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

オゾンの場合の数値目標と比べて、熱湯と蒸気はそれだけ減っているのでしょうか。

○中田課長 蒸気、熱湯による消毒によって、具体的にオゾンと同じように黄色ブドウ球菌が10の6乗レベルまで下がるかどうかというものを検証したデータは持っておりません。ここにある基準は2ページにお示しのとおり、クリーニング所における洗濯方法として既に認められている方法でありますから、それを医療機関での消毒方法としても認めるという定義でここに反映されたものであります。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、新しいものを追加するときにはエビデンスとおっしゃられていて、過去に行われているものはエビデンスがないように思われます。この点については、結果としては、とはいえ、蒸気や熱湯という方法は現実に使われていて、それで問題があるということは何か検知されているのでしょうか。

○中田課長 私の承知している範囲では、問題があるとは伺っておりません。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうであれば、同等の方法であるということが言えれば、結果としては問題がない方法であり、エビデンスがあるとならないでしょうか。全体の認められている方法の中で、どの方法がそういった同じようなエビデンスがあるのかどうかというのはよく分からないところはありますが、そのうちの問題が起こっていないものと同等であれば、それは現実の問題として公衆衛生であったり、治療であったり、そういった観点でも悪影響を及ぼさないことが明らかであって、否定する理由はないように思われますがいかがでしょうか。

○中田課長 私の理解は、提案者の方は80度以上の消毒で10分以上行うということに関して、これと同じ方法でやると非常に現場でコストがかかって問題ではないかというような御提案だったと理解しました。これは事業者の方がどういった方法での消毒を想定しているか分かりませんが、アルカリイオン水を使うことによって80度に熱しなくても、もう少し低温でも短い時間でも消毒できる、それが現場のコストカットにつながるのだと

いう提案と私は理解していました。仮に80度10分以上というものとアルカリイオン水を同じくするというのであれば、アルカリイオン水が水道水と同じかどうかというのは専門家に確認しなくては分からないのですけれども、一般的には、同じ方法であれば同じだけの消毒効果を得られるのではないかと考えます。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

同じ消毒効果があれば、それは一応基本的に要求するべきエビデンスとしては一定の準備がされたということで理解してよろしいのでしょうか。

○中田課長 御質問の趣旨は、ちょっと理解が進んでないところもあるのですけれども、基本的にはここにある方法と同等以上であれば認めるということで結構です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

提案者様のほうは今の厚生労働省様の御説明で、ある程度何をすべきかというのは明確になりましたでしょうか。

○小林センター長 小林のほうから質問があるのですけれども、今、落合委員がおっしゃられたことは、2ページ、理学的方法を行った場合、アルカリイオン電解水を使って、これと同等の効果があれば、それは実証できたと判断してよろしいですか。

要は厚生労働省から提示されている理学的方法と2番目の化学的方法ですけれども、オゾンを使ったものは化学的方法になります。今、リネン業界で行われているのは1番の理学的方法、蒸気による消毒、または熱湯による消毒というところで行われていて、化学的方法でリネン業界がやっているわけでは実際のところないと思うのです。今回、wash plus様が提案しているのは、クリーニング業界で実際やられている理学的方法に準じた、それに代わるものとして、このアルカリイオン電解水を提案していますので、理学的方法をベースにアルカリイオン電解水での効果を見てもよろしいのでしょうか。

○中田課長 そのとおりで結構です。ただ、私の理解としては、せっかくアルカリイオン水を使うので、熱湯による消毒80度以上10分以上というものではない方法でアルカリイオン水は同等の効果があるということを御提案されているのかなと思いましたので、その理解で申し上げております。仮にアルカリイオン水と水が同じであれば、80度以上10分の作用で同じ効果が得られるのは当然のことかと思えます。

○高梨代表取締役 今のお話ですと、例えば私たちが今ターゲットにしているのは80度10分の熱湯による消毒というやつなのですが、例えば我々は洗濯では40度ぐらいで洗うケースが多いです。ですから、40度で例えば私どものアルカリイオン水でpHを高める。このpHが例えば11とか12、我々は13まで上げられますけれども、そのpHによって当然消毒の効果は変わってくると思います。ただ、市場性とか、クリーニング業界だとかリネン業界がいかに使いやすくするかというところが重要ですので、pHをなるべく低く、温度をなるべく低くした中で、いかに消毒できるかというところも論点だと思っています。そこも今回はちゃんと試験をしようと思っていますが、そこを80度10分の消毒というところのターゲッ

トにさせていただけないかという話なのです。

以上です。

○中田課長 理解いたしました。そういった御提案であれば、私の判断ではこれのどちらを今回提案者がターゲットとして選ぶかは提案者の御判断だと思いますので、我々としてできることは今の観点で可能かどうかというのを念のため我々のできる範囲での専門家に意見を聞くということは可能ですので、そういった形で見解を事前にお返しさせていただくことは可能かと思っております。

以上であります。

○落合座長代理 横からですけれども、そうすると、実証実験を御提案者のほうがされる前に、厚生労働省のほうでは、今の方法についてその方法でよいかどうか、また、ほかに何か注意点などがあるとすれば、そういうものを事前に示していただけるということによってよろしいでしょうか。

○中田課長 もちろんです。仮にこれをやるとすれば、例えばの話ですけれども、80度以上の熱湯で10分以上浸した場合の先ほど申し上げた黄色ブドウ球菌、糞便レンサ球菌のデータを基本データとして取って、それと比べて40度8分のとき、50度7分のときとか、それぞれそこは事業者の最終的な判断だと思いますけれども、それぞれのパターンでやったときに、この熱湯の消毒よりも非常に優れた成績を一番提供できるのはどの基準なのか。そういったことを検証すれば、科学的な評価になり得るのではないかと考えておりますが、そういった点を少し提案者からも具体的に伺って、我々のほうで事前に可能な範囲で専門家にも意見を聞いてお返ししたいという趣旨であります。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがですか。

堀天子委員、お願いします。

○堀委員 今のやりとりを伺っておりまして、具体的に今後の検討プロセスという最後にお示しいただいている厚生労働省様の資料の18ページ目になると思うのですが、事業者における試験実施という下に、オゾンの資料等を参考に試験を実施と書いていただいている部分は、今確認されたように、15ページ目に理学的方法と化学的方法とある中で、オゾンガスとの関係で試験をするというのではなくて、理学的方法としてお示しされている熱湯による消毒と同程度以上なのかということの試験結果を得ていくという方向性で両者目線が合ったのかなと思います。それで評価として足りるのかどうかというのは専門家にも確認されるということだったのですが、一応そこに向けて御議論いただくということになったと理解してよろしいのでしょうか。

○中田課長 私たちもその理解でおります。イオンという新しい技術、物質が入ってきた水だと思っておりましたので、そういった意味では理学というよりも化学のほうなのかと

いうことで我々レベルでは判断していましたが、提案者があくまでこれは理学の範囲の一部なのだとすることであれば、それを前提として有効性が出るかどうか、そこは一つの提案者の判断でありますから、それを前提に試験を実施するという意味で我々も可能な範囲で事前に御相談に乗りたいということでもあります。

○堀委員 分かりました。それを踏まえて試験計画を今後整理し、事業者様の御提案資料の8ページ目だと思えますけれども、この試験計画を具体的に立てていただいて、厚生労働省様のほうで結果をお示しした上で御検討いただくような形になっていくと思うのですが、試験の実施や厚生労働省様の関係通知等改正までどの程度の期間で結論が得られるものなのでしょうか。

事業者様と厚生労働省様とそれぞれボールがある部分あると思うのですが、あまり長くやってもあれかもしれませんし、あるいは並行して、どういう基準で試験結果を見ていくべきなのかという評価については、むしろ試験計画を基に結果が出る前にも御検討いただける余地があるのかとか、具体的なスケジュールについて双方それぞれ合理的に進められる部分は進めていったとして、結論が出るまでに半年ぐらいの目途なのか、1年かかりますということなのか。

あと、費用感についても分からないのですけれども、理学的な試験だということであれば、何かすごく機材を用意してやらなければいけないものなのか、一つ関係通達を変えていくとすると、業界全体に裨益するようなお話だと思うのですけれども、一事業者の要望で一事業者に全ての負担が行くということも果たして合理的なのかなとも思っております、そこを全体で治験に向けたコストであるとか、評価のコストみたいなものを負担できる余地もあるのかなのか。いや、そんなにかからないですということであれば、取り越し苦労かもしれません。

それぞれ、スケジュールと費用、その他、試験や評価に係るコスト負担についての御意見があれば、双方からお伺いしたいと思いました。

○中田課長 まず、厚生労働省からの回答でよろしいでしょうか。

まず、試験実施に関する費用につきましては、前回のオゾンガスの消毒に関しましても提案者の方がデータを整理いただいて、そのエビデンスを基に御提案いただいたという経緯もございます。したがって、今回、まず、それが検討の俎上に乗るかどうかにについての検証については、提案者のほうで御対応いただきたいと考えております。

その後、これを政策として反映するに当たりまして、例えば、関係団体の理解も得ながら最後の通知までどれぐらいの期間がかかるとか、これは我々としてもできるだけ早く取組を進められるように工夫したいと思っておりますが、今、具体的な期限についてお示するのは少し難しいと考えております。

その背景を申し上げますと、今回このアルカリイオン水を使った消毒につきまして、例えばそれを使うような消毒器の機材とか、こういった注意点があるのか、そういったところもしかりとお示しした上で通知に反映させていく必要があるとすれば、そういった点

は関係団体の方にも色々意見を聞いてお示ししたいと考えていますので、そういった時間も考慮しますと、検討に時間をいただくことを御理解いただければと存じます。重ね重ね恐縮ですが、我々担当者はできるだけ早く対応を進めたいと思っております。

厚生労働省からは以上であります。

○高梨代表取締役 wash plusから、まず、費用負担に関しては我々が持たざるを得ないかなと思っております。今回御提案させていただいたところもありますし、実はアルカリイオン電解水で洗濯をするということは我々が最初ですけれども、今現在もあまりまだ一般の方々には伝わってはおりません。ですから、どうしても業界として狭い知識ですので、我々が知ってしまったからには我々が最初にやるべきだと考えています。

試験に関しては、今、北里大学様のほうでやっていただくということで話を進めております。なるべく速やかに行うと言いたいのですが、当然この試験内容に関して厚生労働省様の認知というか、考え方を一緒にしなければいけないと思っております。ですから、そこをスムーズにやらせていただきたいということです。

あと、このプロセスをいただきました。検討会、部会での取りまとめ、さらに検討会という形ではありますが、我々からすれば、この検討会の中で例えば実験の内容もある程度決めていただければ振り返らなくていいのかなというのが個人的な思いではあります。例えば検討会で、こういう実験はこの資料では足りないということを言われてしまっても、実験後だとかなり時間も経過しておりますので、私の会社としては試験実施前に、できればこういう話があるということで検討委員会を先に開いていただいて、その中で試験内容を決めていただいて、部会、また、検討会としていただけないかなと、それが一番時間が縮まるのではないかなという思いがございます。

以上です。

○中田課長 この検討会にて先に検討をしてから検証をという御提案についてお答え申し上げます。一般的にこういう新しい技術につきまして検討会で開催という段取りになりますと、ある程度有用性が認められるという前提の中で検討会を開催すると考えております。端的に申し上げますと、色々な団体から色々な要望があったものについて、それらを全てこの検討会で事前検証してから行うのは非常に実務上も色々難しい観点もありますし、そのために我々は検討会の専門家と事前に摺り合わせて、齟齬がないように事前調整の相談をさせていただきたいというのは、そういった趣旨で申し上げましたので、そういった対応でしっかりと進められるように対応したいと思っております。

以上であります。

○中川座長 堀委員、いかがでしょう。

○堀委員 ありがとうございます。

できるだけ負担の少ない形でお願いしたいと思ったのですけれども、どちらが先かみたいなこともありますし、あまり手戻りがないような形でやっていただきたいと思っております。いずれにせよ何かしら示していただいたので始まっていくという話だと理解しましたので、

密に御連携いただきながら実施まで進めていただければと思います。早期に進めていただけるというお答えもありましたので、よく進むといいなと期待しております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今回のワーキンググループヒアリングを経てお互いに理解が進んだように思います。厚生労働省様におかれましては、提案者様がこれから行う実証実験に必要な条件ですとか、試験計画ですとか、そういったものを密な連携の下に事前に示して、事業者様で検証をして、それができるだけ手戻りのないようなプロセスを経て通知の改正に結びつくような検討を早期に進めていただきたいと思います。

18ページに示されている検討プロセスはかなり重たいもののように私自身は受け止めております。できるだけ客観的な科学的なエビデンスが示せるのであれば、このプロセスもできるだけ早く進めていただけるようお願いしたいと思います。そのような形で検討のそれぞれのプロセスの節々で、また、私どものワーキンググループに報告をいただけるようお願いしたいと思います。

それでは、何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

○中田課長 一言よろしいでしょうか。我々としては提案者の提案に関しましては非常に重く受け止めております。その背景といたしましては、病院にいらっしゃる患者は感染症とか色々な病気をお持ちで、非常に抵抗力も弱い状況で、病院の衛生環境も療養の一環であると考えておりますので、こういったプロセスの中でしっかりと検証させていただきたいという背景があるためであります。

以上、補足申し上げました。

○中川座長 その点は私どもも承知しているつもりです。ただ、基本的に理学的方法で認められているもの以上の性能が証明できれば、それはエビデンスとしてかなり強力なものだと思いますので、それはできるだけ早く進めていただきたいという趣旨でのお願いでございます。

○中田課長 承知いたしました。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これをもちまして「クリーニング業法施行規則における指定洗濯物についての消毒方法の追加」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。